

鎌倉市緑の基本計画改訂業務委託

令和 2 年(2020 年)8 月

仕 様 書

鎌倉市都市景観部みどり課

鎌倉市緑の基本計画改訂業務委託仕様書

(目 的)

第 1 条 本業務は、鎌倉市緑の基本計画(平成 23 年 9 月策定)の見直し改訂に必要な業務を、行うものである。

(準拠する事項)

第 2 条 本業務の実施に当たっては、本仕様書の他、次の各号に掲げる事項に準拠し実施するものとする。

- (1) 関係法規、規則等を遵守する。
- (2) 業務に伴い知り得た情報は、発注者の承認なしに公開してはならない。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、業務の円滑化に努める。
- (4) 市から貸与した関係資料は厳重に保管し、業務終了後直ちに返却する。

(疑 義)

第 3 条 本仕様書に記載なき事項及び業務の内容に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(業務項目)

第 4 条 本仕様書における業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緑の基本計画基礎データ作成
- (2) 緑の基本計画に係るデータの整理
- (3) 目標年次での計画実現のための課題整理
- (4) 市及び国の動向を踏まえた計画課題の整理
- (5) 計画フレームの見直し
- (6) 計画目標水準の検証と見直し
- (7) 公園及び緑地の配置方針の検証と見直し
- (8) 緑の将来都市像実現へ向けた新たな方向性の検討

(貸与する物品及び資料)

第 5 条 発注者が受注者に貸与する物品及び資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 鎌倉市緑の基本計画（平成 8 年、平成 13 年、平成 18 年、平成 23 年）
- (2) 地形図データ
- (3) 都市計画データ
- (4) その他必要な資料

受注者は、貸与又は支給された資料以外に必要な資料が出た場合は、発注者に申し出るものとする。また貸与資料等は、借用書で授受し、使用中はその所

在を明らかにしておくものとする。

(検 査)

第 6 条 受注者は、完成した成果品及び所定の書類を発注者に提出するとともに、発注者の指示に従い、必要な資料を提出することにより、発注者が実施する検査に合格した時をもって、当該業務の完了とする。検査における指摘事項は速やかに修正又は補足するものとする。

(補 償)

第 7 条 受注者は、当該業務の完了後、受注者の過失又は疎漏等に基づく支障箇所が発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担で修正及び補足するものとする。ただし契約不適合の期間は 10 年とするものとする。

(成果品の所有権)

第 8 条 完成した成果品はすべて発注者の所有とし、受注者は、発注者の承認を得ずに第三者に公表、若しくは貸与してはならないものとする。

(業務計画の立案)

第 9 条 受注者は、業務着手前に業務の実施計画を立案し、発注者に提出して承認を得るものとする。また、計画を変更する場合も同様とする。

(業務の打ち合わせ)

第 10 条 受注者は、業務期間中、発注者と所定の打ち合わせを行い、緊密な連絡を保ちながら業務をするものとする。

(業務についての報告)

第 11 条 受注者は、業務期間中、業務の実施状況、進捗状況について発注者の指示により報告するものとする。

(業務の確認)

第 12 条 受注者は、主要な業務工程での移行に際しては、発注者に報告し、承諾を得て次の工程に進むものとする。

(管理技術者等の選任)

第 13 条 受注者は、本業務における管理技術者、照査技術者、担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 管理技術者とは、業務計画の立案、工程管理及び品質管理等を総括するものをいう。

3 照査技術者とは、委託業務成果の内容が適正なものであるかを証明する者をいう。

4 担当技術者とは、実際に作業を行う者をいう。

(工程管理)

第 14 条 受注者は、当該業務の実施中、適切な工程管理並びに品質管理を行わなければならない。

(業務の完了)

第 15 条 受注者は、最終成果を得たときは、業務完了届、成果の納品書及び成果品等を発注者に提出しなければならない。

(納入する成果品等)

第 16 条 納入する成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|------------|----|
| (1) 緑の基本計画修正版 | 原稿及びデジタル情報 | 一式 |
| (2) 緑の基本計画修正版 付図 | 原稿及びデジタル情報 | 一式 |
| (3) 緑の基本計画修正版 表 | 原稿及びデジタル情報 | 一式 |
| (4) GIS 関連データ | 一式 | |
| (5) 作成した図版 | 一式 | |

(契約期間)

第 17 条 本業務の契約期間は、契約締結日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までとする。